

東秩父村土木建設資材等支給基準

(趣旨)

第1条 東秩父村は、村が認定している村道等の維持管理を図るため、行政区長から建設資材等（以下「原材料」という。）の支給要望があったときは、村長が特に必要であると認め、下記の基準に適合した場合に限り、予算の範囲内で原材料の支給をすることができる。

- (1) 村において当分の間、改修工事をする予定がない村道等であって、かつ不特定多数が利用し、交通に支障をきたす恐れがあるもの。
- (2) 村道等に村が管理する公共的施設が設置しており、原材料を支給することによって、その施設の維持管理が適切にできるものであること。
- (3) その他、特に村長が必要と認めたとき。

(支給の限度)

第2条 前条の基準により支給できる原材料のうち、生コンクリートの量については、特別の場合を除き、その都度、村長が定める。ただし、その総量は金額に換算した場合、20万円を超えることができない。なお、コンクリート舗装の場合、厚さは10cm以下、幅員は2.5m以下とする。

村長が定める量

必要とする生コンクリートの総量の2分の1、又は生コンクリートの金額に換算して20万円のうち、いずれか少ない方とする。

金額換算の方法

金額換算するための単価は、原則、埼玉県が発行している土木工事施工単価表並びに一般財団法人経済調査会及び一般財団法人建設物価調査会が発行している建設資材等の単価が掲載されている雑誌から採用する。

申請回数

申請回数については、1つの行政区に対し年度ごとに1回までとする。

年度 建設資材等支給申請書

令和 年 月 日

東秩父村長 様

住 所 東秩父村大字_____番地

行政区名 _____

区 長 名 _____

電話番号 _____

年度において、下記により建設資材等の支給を受けたいので、東秩父村土木建設資材等支給基準により申請します。

記

1 支給申請建設資材等の名称及び数量

2 位置図

3 事業の内容 別紙1のとおり

4 経費の負担区分 別紙2のとおり

5 施工予定年月日 年 月 日 ()

別紙 1

事 業 の 内 容

施工場所	東秩父村大字	地内
路 線 名	村道	号線
工 種		
事 業 量	延長	m
	幅員	m（支給対象最大 2. 5 m以内とする）
	厚さ	cm（支給対象最大 1 0 cm 以内とする）
	体積	m ³ （ m× m× m）
施工主体		

別紙 2

経 費 の 負 担 区 分

負担計算	体 積 m ³ × 1/2 = m ³ 金額換算 m ³ × 円/m ³ = 円（限度 20 万円）
申 請 者 負 担 分	
東秩父村 負 担 分	

別紙3

資 材 調 書

資 材 名	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
合 計						